

第1回武蔵村山市農業委員会総会議事録

開催日 令和5年1月16日(月)

場所 市役所4階 401大集会室

議事日程

議案第1号 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨
の証明願について (申請件数 3件)

議案第2号 都市農地貸借円滑化法に基づく経営規模拡大について
(申請件数 1件)

応召委員(13名)

1番	波多野雅之	2番	森谷 常夫
3番	加藤 武	4番	荒幡 善政
5番	比留間 望	6番	奥住 雄一
7番	高橋 文雄	8番	安彦 祥子
9番	内野 一彦	10番	宮崎 義憲
11番	峰岸 豊	12番	加園 好久
13番	石川 裕一		

職務のため出席
した者(事務局)

事務局長 中村 顕治
事務局書記 川島 一利

午後4時00分開会

議長
(石川 裕一君)

本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、誠ありがとうございます。

これより第1回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は13人全員であります。武蔵村山市農業委員会総会に関する規則第6条に基づく定足数に達しておりますので、本総会は有効に成立いたします。

それでは、議事録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

議長
(石川 裕一君)

異議なしと認め、1番波多野雅之委員と7番高橋文雄委員以上2名の方をお願いいたします。

それでは、議案第1号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、3件あります。

それでは、事務局より説明いたさせます。

事務局
(中村 顕治君)

それでは、御説明いたします。

議案第1号、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、3件ございます。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地について、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。

申請番号1番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成25年4月2日に相続し、前回調査は、令和元年12月16日になります。

申請番号2番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成10年3月31日に相続し、前回調査は、令和2年2月17日になります。

申請番号3番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成28年5月29日に相続し、前回調査は、令和2年1月15日になります。

以上でございます。

議長
(石川 裕一君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましては、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を荒幡部会長に報告していただきます。

なお、本件につきましては、森谷委員に係る案件を含んでおりますので、森谷委員におかれましては、議案の審議につきまして、森谷委員本人に関する事項につきましては、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、発言をお控えくださいますようお願いいたします。

それでは荒幡部会長、よろしく願いいたします。

4 番
(荒幡 善政君)

本日午後2時15分から土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。

議案第1号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、3件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①の農地は、アレッタ、麦、ダイコン、ハウレンソウが栽培されており、②の農地は、麦が栽培されており、③の農地は、ネギ、キャベツが栽培されており、④の農地は、お茶、ネギが栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号2番の農地でございますが、①の農地は、ネギ、ハウレンソウ、コマツナ、ダイコンが栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号3番の農地でございますが、①の農地は、ネギ、栗、麦、ブロッコリー、ニンジンが栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第1号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。

議 長
(石川 裕一君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、加藤委員。

3 番
(加藤 武君)

1番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしく申し上げます。

議 長
(石川 裕一君)

はい、森谷委員。

2 番
(森谷 常夫君)

2番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしく申し上げます。

議 長
(石川 裕一君)

はい、加園委員。

1 2 番
(加園 好久君)

3 番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしく申し上げます。

議 長
(石川 裕一君)

他にございませんか。

委 員

なし。

議 長
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、議案第 1 号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」は、証明書の発行をしたいと思えます。御異議等ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長
(石川 裕一君)

ありがとうございました。それでは議案第 1 号につきましては、証明書の発行をすることといたします。

次に、議案第 2 号「都市農地貸借円滑化法に基づく経営規模拡大について」、1 件あります。事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(中村 颯治君)

それでは御説明いたします。

議案第 2 号、「都市農地貸借円滑化法に基づく経営規模拡大について」、1 件申請がございました。

本件は、都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成 30 年 6 月 27 日法律第 68 号）第 4 条の規定に基づき、事業計画の認定を行うものでございます。

利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者については、記載のとおりとなります。権利の種類は使用貸借権の設定を行うもので、設定期間は令和 5 年 2 月 1 日から令和 8 年 1 月 31 日までの 3 年間でございます。

本事業計画の内容につきましては、議案資料に記載のとおりで、同法第 4 条第 3 項に規定される認定の要件を満たしていることを申し添えます。

以上でございます。

議長
(石川 裕一君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を荒幡部会長に報告していただきます。それでは荒幡部会長よろしく願いいたします。

4番
(荒幡 善政君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行い協議した結果を報告いたします。

議案第2号「都市農地貸借円滑化法に基づく経営規模拡大について」、1件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており問題はないようでした。

申請人については、本市の新規農業者として農業経営を行っている方で問題はないと思われまますので、承認してよろしいかと思えます。

議長
(石川 裕一君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

なお、1番の申請地につきましては、私から報告します。

現地を確認して、特に問題はありませんでしたので、よろしく願いします。

他にございませんか。

委員

なし。

議長
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、議案第2号「都市農地貸借円滑化法に基づく経営規模拡大について」は承認をしたいと思います。御異議等ございませんか。

委員

異議なし。

議長
(石川 裕一君)

ありがとうございます。異議ないようですので、議案第2号につきましては、承認することといたします。

以上で、本日の議案審議は全て終了いたしました。

これもちまして第1回総会を終了いたします。
大変お疲れ様でした。

午後4時10分 閉会

上記会議の顛末を記載し署名する。

令和5年1月16日

会 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩